

栗東市障がい者基本計画の基本理念・基本方針

以下は、現在の計画の基本理念・基本方針です。

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、平成 16 年に策定した「栗東市障害者の住みよいまちづくり推進計画（改訂版）」を踏襲し、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目的とする「リハビリテーション」と障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がいのある人の「完全参加と平等」の目標実現をめざすものです。

障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定において「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」となっています。さらに、同法付帯決議において「障害者の定義については、障害に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること」になっており、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障があるもの」となっています。

(2) 基本方針

基本理念「完全参加と平等」の実現をめざし、具体的には次の事項に重点を置き推進していきます。

また、栗東市障がい福祉計画の基本的理念である「障害のある人の自己決定と自己選択の尊重」、「市を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」に配慮し、計画の推進を図ります。

- 障がいのある人が自分の住み慣れた地域で可能な限り、生きがいと潤いのある自立した生活が送れる生活支援体制の充実
- 障がいのある人の雇用・就業の促進
- すべての人々に住みやすいまちづくりの推進
- 住民参加のノーマライゼーションの推進
- 障がいのある人の主体性・自立性の確立の支援

栗東市障がい福祉計画の基本的理念

○障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

○市を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市を基本とする仕組みに統一するとともに、障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害のある人などに対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均等化を図ります。

○地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、地域社会やボランティア、民間、NPOなどによる非公式な援助活動など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

(3) 計画の基本体系

計画の基本体系は、本計画の基本理念、基本方針を踏まえ、以下の6施策を目標とします。

①理解と交流の促進

人権尊重の視点に立ち、障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人が安心して地域で暮らすため、住民意識の高揚と地域福祉活動の推進に努めます。

②保健・医療の充実

障がいの発生予防や障がいの重度化を予防するため、保健・医療・福祉が連携して施策の充実を図ります。

③生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、相談やコミュニケーション支援を含めた福祉サービスの充実に努めます。

④学習機会の充実と社会参加の促進

障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、障がいの程度や能力・適正に応じた教育が受けられるよう、幼児期からの教育環境の整備を推進し、障がい児の可能性を伸ばす多様な教育内容の充実に努めます。

また、障がいのある人の生きがいや社会参加のため、移動支援の充実と学習機会の提供に努めます。

⑤就労の促進

企業等の障がいのある人に対する理解を促進するとともに、障がいのある人が一般就労や福祉的就労ができるよう関係機関と連携を深め、障がいのある人に対する就労の場の拡大を図ります。

⑥生活環境の整備

ユニバーサルデザインの考え方の周知に努めるとともに、バリアフリー化を推進し、居住支援を含めた障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、障がいのある人を犯罪や災害から守るため、防犯・防災体制の充実に努めます。